



令和 7 年 9 月 日

府中市教育委員会
教育長 酒 井 泰 様

府中市学校教育プラン検討協議会
会 長 田 中 洋 一

第 3 次府中市学校教育プランの中間見直しについて（答申）

令和 7 年 7 月 1 日付 7 府教教第 6 5 号で諮問のありました事項について、別紙のとおり答申します。

つきましては、本答申の内容を踏まえて、第 3 次府中市学校教育プランの中間見直しの策定をお願いいたします。

第3次府中市学校教育プラン
中間見直しについて（答申）

令和7年 月

府中市学校教育プラン検討協議会

〈目 次〉

第1章 計画の概要	1
第1節 中間見直しの背景	2
第2節 計画の主な変更点	4
1 「施策の方向性」の変更点	4
2 「主な取組」の変更点	4
3 その他の変更点	6
第3節 本プラン見直し後の施策の体系図	7
第2章 施策と取組	9
施策1 社会を主体的・創造的によりよく生きる力の育成	10
施策2 学びの機会を保障するための支援の充実	31
施策3 子供の学びを支える教育環境の充実	39

第 1 章

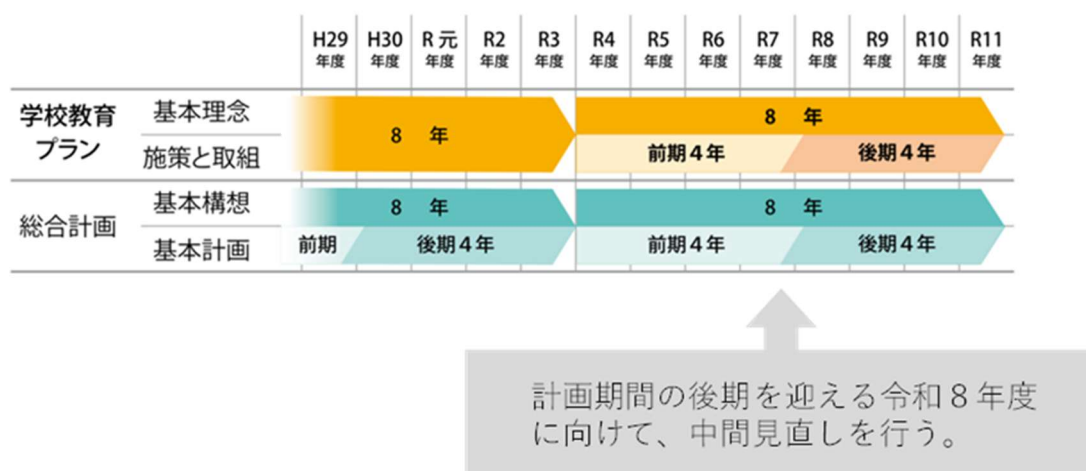
計画の概要

第1節 中間見直しの背景

第3次府中市学校教育プラン（以下「本プラン」といいます。）は、市の最上位計画である府中市総合計画と整合を図ることで、より一層実効性のあるものとするため、第7次府中市総合計画（以下「総合計画」といいます。）の計画期間に合わせ、令和4年度から令和11年度までの8年間を計画期間としています。しかしながら、社会情勢や教育を取り巻く環境は、急速に変化していることから、これらの変化に柔軟に対応するため、計画の後期を迎える令和8年度に向けて、中間見直しを行うこととしています。

このことから、令和7年7月、府中市教育委員会から、府中市学校教育プラン検討協議会（以下「本協議会」といいます。）に「本プランの中間見直しについて」が諮問され、本協議会で協議等を行った結果、本書のとおり、中間見直しに係る答申を行うものです。

図 本プランの計画期間



第3次府中市学校教育プラン策定後の新たな取組など

	時 期	取組内容等
1	令和5年1月	「府中市いじめ防止基本方針」を策定
2	令和5年1月	「第4次府中市特別支援教育推進計画」を策定
3	令和5年3月	府中第八小学校・府中第一中学校の新校舎及び新体育館をしゅん工
4	令和5年4月	「府中市いじめ防止対策推進条例」を施行
5	令和5年10月	学校給食費の公費負担を開始
6	令和5年12月	「府中市立小・中学校の教育課程に向けたグランドデザイン」を策定
7	令和6年4月	子ども発達支援センター「はばたき」を開設
8	令和6年4月	学校給食代替費用助成事業を開始
9	令和6年9月	八ヶ岳府中山荘を廃止
10	令和6年12月	6月から9月までを「熱中症予防要配慮期間」に設定
11	令和7年1月	「第2次府中市学校施設改築・長寿命化改修計画」を策定
12	令和7年1月	「府中市立学校の適正規模・適正配置の実施に向けた方策」を策定
13	令和7年2月	府中第三小学校・府中第六小学校の新校舎及び新体育館をしゅん工
14	令和2年度 ～令和6年度	全小・中学校の校舎のトイレの洋式化（暖房便座・温水洗浄機能付き）・床の乾式化の改修を完了
15	令和7年4月	教育センターを移転
16	令和7年4月	学びの多様化学校「かがやき」を開設
17	令和7年8月	「奨学金等返済サポート事業」を試行実施
18	令和7年11月（予定）	「東京2025デフリンピック」開催
19	令和8年1月（予定）	教育系・校務系ネットワークを統合（学校ネットワーク再構築）
20	令和8年1月（予定）	「第5次府中市特別支援教育推進計画」を策定
21	令和8年3月（予定）	一人1台端末を更新

第2節 計画の主な変更点

総合計画に定める「施策」と、教育目標を達成するために教育委員会の取組を体系的に表した本プランの「3つの施策」は、計画期間を通して一致させる必要があることから、今回の中間見直しの対象とはしていません。

総合計画後期基本計画の策定にあたり、総合計画の「主要な取組」の一部を見直すことから、本プランの「施策の方向性」については、両計画の整合を図るために変更します。

また、本プランの「主な取組」は、プラン策定後の社会情勢や教育環境の変化を踏まえ、「3つの施策」を実現するために必要な取組として、現状に合わせた見直しを行います。

1 「施策の方向性」の変更点

施策3「子供の学びを支える教育環境の充実」の4つの「施策の方向性」のうち、総合計画後期基本計画と合わせ、2つの「施策の方向性」を変更します。

見直し後	現行
1 <u>学校規模・配置の適正化を踏まえた</u> <u>学校施設の改築・長寿命化</u>	1 <u>学校施設の老朽化への対応</u>
2 <u>学校施設の大規模改修</u>	2 <u>学校施設の整備</u>
3～4 変更なし	

2 「主な取組」の変更点

現行の教育プランでは、31の「主な取組」がありましたが、各取組の内容を見直し、「主な取組」の新設・統合を行い、30の「主な取組」とします。
現行の教育プランからの主な変更点は、次のとおりです。

〈施策1〉社会を主体的・創造的によりよく生きる力の育成

「主な取組」1-1について、「基礎的・基本的な知識・技能」の習得だけ

でなく、「それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等」、「主体的に学習に取り組む態度」のいわゆる「学力の重要な３要素」を踏まえ、思考力などの伸長に向けた取組の推進に関する表記を追加します。

見直し後	現行
1-1 <u>知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の伸長に向けた取組の推進</u>	1-1 <u>基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着</u>
1-2～2-2 変更なし	
2-3 <u>教員等の専門性の向上</u>	2-3 教員の専門性の向上
3-1～3-5 変更なし	

〈施策 2〉 学びの機会を保障するための支援の充実

不登校児童・生徒に対する重層的な支援について、「主な取組」 1－3として追加します。

見直し後	現行
1-1、1-2 変更なし	
1-3 <u>不登校児童・生徒に対する重層的な支援【新設】</u>	—
1-4 <u>いじめ防止対策の徹底（教育委員会における取組）</u>	1-3 <u>いじめ防止対策の徹底（教育委員会における取組）</u>
2-1 変更なし	
2-2 <u>奨学金制度等の実施</u>	2-2 奨学金制度の実施
3-1 <u>定期健康診断等の実施</u>	3-1 定期健康診断の実施
3-2 変更なし	

〈施策 3〉 子供の学びを支える教育環境の充実

学校規模・配置の適正化について、「主な取組」 1－1として追加するほか、現行の 1－2～1－4 について、「1－2 校舎等の改築」として統合します。また、大規模改修に係る「主な取組」の表記について文言修正を行います。

見直し後	現行
1-1 <u>学校規模・配置の適正化【新設】</u>	—
1-2 <u>校舎等の改築</u>	1-1 <u>校舎等の改築</u>
—	1-2 <u>誰もが利用しやすい学校施設の整備</u>
—	1-3 <u>地域コミュニティの拠点となる学校施設の整備</u>

—	1-4 将来の人口動態に対応した学校施設の整備
2-1 予防保全型の大規模改修	2-1 経年劣化に伴う大規模改修
2-2 短期間で実施する大規模改修	2-2 全市的な施策として短期間で実施すべき大規模改修
3-1～3-3 変更なし	
3-4 教育関連施設の管理・運営	3-4 教育関連施設の管理と活用
4-1 変更なし	
4-2 学校給食センターの管理・運営	4-2 学校給食センターの管理運営

3 その他の変更点

■ ICT 機器の活用について

現行の教育プランでは、施策1「社会を主体的・創造的によりよく生きる力の育成」に、3つの「施策の方向性」を定めています。総合計画後期基本計画では、新たな「主要な取組」として、「ICT 機器の活用」が加わります。本プランについても、総合計画と整合を図る必要があることから、総合計画の「主要な取組」に対応する「施策の方向性」に、新たに、「ICT 機器の活用」を加える必要が生じました。また、ICT 機器を活用することは、施策1の取組に限らず、施策2、施策3の取組においても必要であることから、施策1から施策3までのそれぞれに、「6 ICT 機器の活用」として、各施策の視点から、どのようにICT 機器を活用すべきかを記載することとします。

■ 成果指標について

本プラン各施策の成果指標については、総合計画の「指標」と概ね連動していますが、目標値の達成や、新たに生じた課題への対応に伴い、総合計画後期基本計画における「指標」を更新することになりました。本プランにおいても総合計画との整合を図るため、成果指標を変更します。

第3節 本プラン見直し後の施策の体系図





第2章

施策と取組

令和8年度（2026年度）～令和11年度（2029年度）

施策 1 社会を主体的・創造的によりよく 生きる力の育成

1 目指す姿

- 学校と地域（市民）が「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を共有し、協働し、郷土府中への誇りと愛着をもった持続可能な社会の創り手となる人材を育てています。
- 障害や心理面、学習環境面等で困難や課題を抱える児童・生徒が必要な支援を受け、個に応じた適切な教育を受けています。
- 教員の長時間労働が改善され、児童・生徒と十分に向き合うことができている。また、教員の資質・能力の向上、外部人材の活用、地域との連携等により、「チーム学校」としての体制が充実しています。

取組の体系

1 学習指導等の 充実	1－1 知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の伸長に向けた取組の推進 1－2 生命を大切にする心や他の人を思いやる心などを育む教育の充実 1－3 健康で安全に生活する力を育む教育 1－4 学びと育ちの視点を踏まえた義務教育 9 年間の教育課程と指導の充実
2 特別支援教育の 充実	2－1 学習環境の改善と整備 2－2 交流・共同学習の実施 2－3 教員等の専門性の向上
3 学校組織・ 人材の支援	3－1 教員の指導力向上 3－2 教員の働き方改革の推進 3－3 学校の組織力の強化 3－4 いじめ防止対策の徹底（学校における取組） 3－5 地域との連携強化

2 現状と課題

1 学習指導等の充実

■ 学力の現状

府中市では、学力向上に向けた取組として、義務教育 9 年間で特に重視して育成を図る資質・能力を明らかにし、その育成に向け、授業改善に取り組んでいます。

令和 3 年度以降の「全国学力・学習状況調査」における平均正答率を比較すると、小学校では、国語、算数ともに、東京都の平均値と概ね同程度で推移し、中学校では、国語、数学ともに、東京都の平均値を概ね上回る形で推移しています。

しかし、正答数分布を見ると、小学校では、東京都と比べ、国語は令和 3 年度、令和 6 年度いずれにおいても、下位層（C 層、D 層）の割合が多くなっています。また、算数は令和 6 年度に下位層（C 層、D 層）の割合が多くなっています。

中学校では、東京都と比べ、国語は令和 3 年度、令和 6 年度いずれにおいても、上位層（A 層、B 層）の割合が多くなっています。一方、数学は、令和 6 年度に A 層は東京都と比べてやや多いものの、B 層の割合が減少し、D 層の割合が増加しています。

以上のことから、小学校、中学校ともに基礎的・基本的な知識・技能等の一層の習得を図ることが課題となっています。

このような現状を踏まえ、上位層（A 層、B 層）を維持しつつ、下位層（C 層、D 層）については、基礎・基本を確実に習得させ、児童・生徒一人一人の学力の向上を図るために、学校における授業改善や個に応じた指導をより一層推進していく必要があります。

表 全国学力・学習状況調査における東京都・全国との平均正答率の比較

小学校		(%)			
教科		R 3	R 4	R 5	R 6
国語	府中市	66	69	69	69
	東京都	68	69	69	70
	全 国	64.7	65.6	67.2	67.7
算数	府中市	73	67	66	67
	東京都	74	67	67	68
	全 国	70.2	63.2	62.5	63.4
理科	府中市	-	67	-	-
	東京都	-	65	-	-
	全 国	-	63.3	-	-

中学校		(%)			
教科		R 3	R 4	R 5	R 6
国語	府中市	69	72	73	62
	東京都	67	70	72	61
	全 国	64.6	69.0	69.8	58.1
数学	府中市	64	58	57	57
	東京都	60	54	54	57
	全 国	57.2	51.4	51.0	52.5
理科	府中市	-	53	-	-
	東京都	-	51	-	-
	全 国	-	49.3	-	-
英語	府中市		-	55	-
	東京都		-	52	-
	全 国		-	45.6	-

出典：全国学力・学習状況調査（文部科学省）

※ 平均正答率は、全国については小数点以下第一位までを公表、都道府県や市区町村については整数位までを公表しています。

※ 理科と英語は、3年に1度程度実施しています。

表 令和3年度全国学力・学習状況調査における東京都との正答数分布の比較

小学校 (%)						中学校 (%)					
教科		D層	C層	B層	A層	教科		D層	C層	B層	A層
国語	府中市	19.6	28.5	25.5	26.6	国語	府中市	18.6	24.9	30.1	26.2
	東京都	18.2	25.6	24.7	31.3		東京都	23.3	22.8	29.0	25.0
	都との差	1.4	2.9	0.8	-4.7		都との差	-4.7	2.1	1.1	1.2
算数	府中市	24.3	25.1	25.7	25.1	数学	府中市	15.2	21.1	23.3	40.7
	東京都	23.6	25.7	24.4	26.3		東京都	21.3	22.6	20.6	35.5
	都との差	0.7	-0.6	1.3	-1.2		都との差	-6.1	-1.5	2.7	5.2

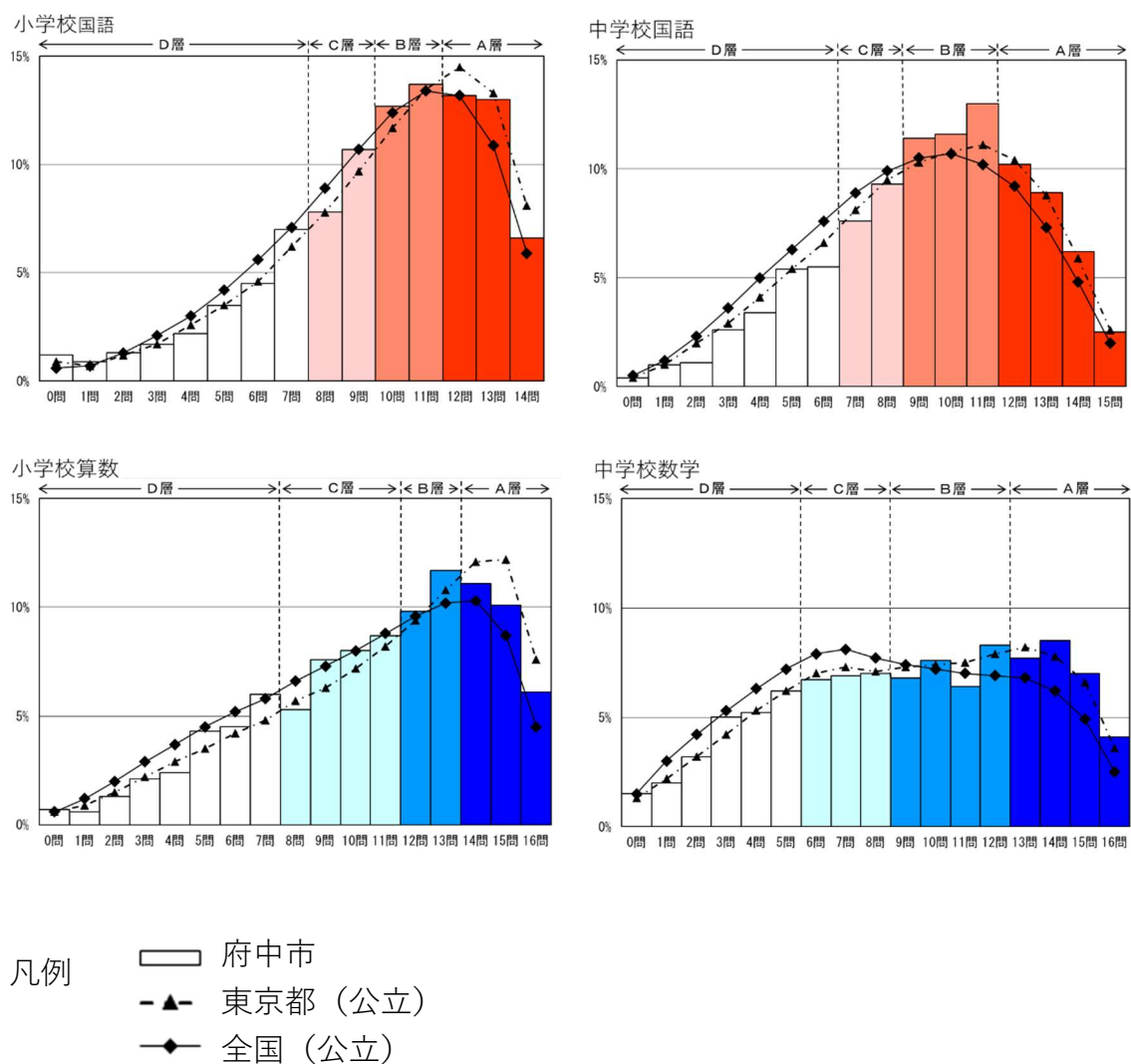
出典：全国学力・学習状況調査（文部科学省）

表 令和6年度全国学力・学習状況調査における東京都との正答数分布の比較

小学校 (%)						中学校 (%)					
教科		D層	C層	B層	A層	教科		D層	C層	B層	A層
国語	府中市	22.3	18.5	26.4	32.8	国語	府中市	19.4	16.9	36.0	27.8
	東京都	21.4	17.5	25.2	35.9		東京都	22.4	17.6	32.2	27.7
	都との差	0.9	1.0	1.2	-3.1		都との差	-3.0	-0.7	3.8	0.1
算数	府中市	21.9	29.6	21.5	27.3	数学	府中市	16.9	26.8	20.8	31.5
	東京都	20.6	27.4	20.3	31.9		東京都	16.2	27.6	22.2	30.5
	都との差	1.3	2.2	1.2	-4.6		都との差	0.7	-0.8	-1.4	1.0

出典：全国学力・学習状況調査（文部科学省）

グラフ 令和6年度全国学力・学習状況調査における本市の正答数分布



出典：全国学力・学習状況調査（文部科学省）

※ 各層は、受検者を正答数の大きい順に整列し、推計した人数比率により25%刻みで4つの層分けを行ったものであり、上位から1番目をA層、2番目をB層、3番目をC層、4番目をD層と呼称したものです。各層の境界値は、東京都の数値を基準に定めています。

■ 体力の現状

児童・生徒の全国的な体力の低下傾向は、日常の生活における活力にも影響を及ぼすことが懸念されます。このような中、本市においては、「東京都児童・生徒体力・運動能力、運動習慣等調査」の体力合計点の平均値について、小学校は令和３年度から東京都の平均値と同じレベルかやや下回る数値で推移しています。

中学校については、男子は入学年度によって東京都との平均値に差が見られますが、女子は概ね東京都の平均値を上回っています。

引き続き、児童・生徒の運動する機会を創出するとともに、体力の向上を図る取組を計画的に行うことが重要です。

表 東京都児童・生徒体力・運動能力、運動習慣等調査における東京都との体力
合計点の平均値比較

小学校 男子

学年	年度	H30	R1	R3	R4	R5	R6
1年生	府中市	28.6	28.9	28.1	28.4	29.0	29.1
	東京都	29.8	29.4	29.2	29.4	29.1	28.9
	都との差	-1.2	-0.5	-1.1	-1.0	-0.1	0.2
2年生	府中市	36.3	36.5	36.4	35.9	36.2	35.7
	東京都	37.4	37.0	36.2	36.4	36.4	36.0
	都との差	-1.2	-0.5	0.2	-0.5	-0.2	-0.3
3年生	府中市	43.6	41.7	41.6	41.9	42.0	41.6
	東京都	43.6	43.2	42.1	42.1	42.4	42.1
	都との差	0.0	-1.4	-0.5	-0.2	-0.4	-0.5
4年生	府中市	49.3	49.3	47.8	47.7	47.8	47.3
	東京都	49.5	48.9	47.9	47.7	47.8	47.5
	都との差	-0.2	0.4	-0.1	0.0	0.0	-0.2
5年生	府中市	54.8	54.3	53.0	52.7	53.0	52.6
	東京都	54.6	54.2	53.3	53.1	53.1	52.6
	都との差	0.2	0.1	-0.3	-0.4	-0.1	0.0
6年生	府中市	59.6	60.0	59.3	58.9	58.7	58.2
	東京都	60.3	59.6	59.0	58.7	58.9	58.2
	都との差	-0.7	0.4	0.3	0.2	-0.2	0.0

小学校 女子

学年	年度	H30	R1	R3	R4	R5	R6
1年生	府中市	28.6	28.9	28.6	28.8	28.5	28.3
	東京都	29.8	29.4	29.3	29.2	28.7	28.5
	都との差	-1.2	-0.5	-0.7	-0.4	-0.2	-0.2
2年生	府中市	36.3	36.5	36.5	36.2	36.5	35.4
	東京都	37.4	37.0	36.7	36.6	36.2	35.6
	都との差	-1.2	-0.5	-0.2	-0.4	0.3	-0.2
3年生	府中市	43.6	41.7	41.9	42.4	41.9	42.2
	東京都	43.6	43.2	42.7	42.7	42.5	42.0
	都との差	0.0	-1.4	-0.8	-0.3	-0.6	0.2
4年生	府中市	49.3	49.3	49.2	48.6	48.7	47.3
	東京都	49.5	48.9	49.0	48.7	48.6	48.0
	都との差	-0.2	0.4	0.2	-0.1	0.1	-0.7
5年生	府中市	54.8	54.3	54.9	54.2	54.4	53.6
	東京都	54.6	54.2	55.1	54.7	54.5	53.8
	都との差	0.2	0.1	-0.2	-0.5	-0.1	-0.2
6年生	府中市	59.6	60.0	59.7	59.6	59.4	58.8
	東京都	60.3	59.6	60.0	59.6	59.6	58.8
	都との差	-0.7	0.4	-0.3	0.0	-0.2	0.0

中学校 男子

学年	年度	H30	R1	R3	R4	R5	R6
1年生	府中市	33.7	32.4	32.2	33.2	33.0	32.9
	東京都	33.1	32.7	32.4	32.7	32.7	33.1
	都との差	0.6	-0.3	-0.2	0.5	0.3	-0.2
2年生	府中市	42.8	41.8	40.1	39.9	42.0	40.4
	東京都	41.3	40.9	40.1	40.5	40.9	40.8
	都との差	1.5	0.9	0.0	-0.6	1.1	-0.4
3年生	府中市	49.7	50.1	47.6	47.5	46.9	48.4
	東京都	48.2	47.8	47.2	47.2	47.4	47.3
	都との差	1.6	2.3	0.4	0.3	-0.5	1.1

中学校 女子

学年	年度	H30	R1	R3	R4	R5	R6
1年生	府中市	33.7	32.4	43.1	42.5	43.4	42.6
	東京都	33.1	32.7	42.5	42.3	41.9	42.1
	都との差	0.6	-0.3	0.6	0.2	1.5	0.5
2年生	府中市	42.8	41.8	48.7	46.9	47.2	46.9
	東京都	41.3	40.9	47.6	46.9	46.8	46.2
	都との差	1.5	0.9	1.1	0.0	0.4	0.7
3年生	府中市	49.7	50.1	52.4	50.6	49.6	50.3
	東京都	48.2	47.8	50.6	49.8	49.2	48.9
	都との差	1.6	2.3	1.8	0.8	0.4	1.4

出典：東京都児童・生徒体力・運動能力、運動習慣等調査
(東京都教育庁)

※ 原則として、小数点以下第二位で四捨五入しています。そのため、合計値とその差の計は、必ずしも一致しないことがあります。

■ いじめの現状

学校においては、全ての児童・生徒が生き生きと活動し、学べるようにするために、その安全確保が不可欠です。

市立学校においては、これまでも「いじめは絶対に許されないこと、いじめをしない・させないこと」を大切にした教育活動を推進するとともに、軽微ないじめも見逃さず、教職員の鋭敏な感覚により、早い段階でいじめを

認知し、組織的に対応してきました。

引き続き、いじめの未然防止の取組を徹底するとともに、いじめ防止対策推進法に基づいて、認知したいじめの全てに対して早期かつ確実に対応し、重大事態に至ることのないよう関係機関等と連携しながら指導体制を充実することが必要です。また、いじめが解消されたと判断された場合でも、丁寧な見守りを継続し、再発の防止を図らなければなりません。

表 府中市立小・中学校におけるいじめの認知件数、解消件数及び解消率の推移

		(件)			
	年度	R3	R4	R5	R6
小学校	認知件数	913	792	627	558
	解消件数	675	708	532	439
	解消率	73.9%	89.4%	84.8%	78.7%
中学校	認知件数	57	37	76	92
	解消件数	47	26	57	82
	解消率	82.5%	70.3%	75.0%	89.1%

出典：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）」に基づく府中市教育委員会調べ

※ 「いじめが解消している状態」とは、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続していることと、被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことを満たしていることをいいます。

2 特別支援教育の充実

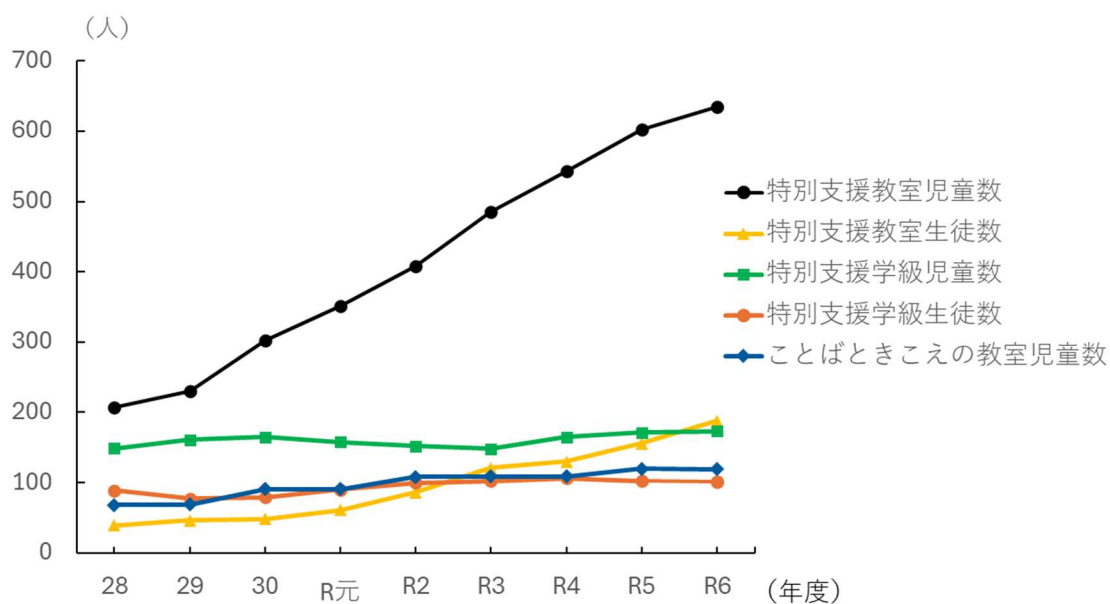
障害の有無に関わらず、児童・生徒がともに学び、互いに理解しながら、障害の特性に合わせて適切な学びができるよう、通常の学級、通級指導学級、特別支援学級といった多様な学びの場を整備しています。

それぞれの児童・生徒に応じた、きめ細やかな支援を一層充実していくとともに、子ども発達支援センター「はばたき」とも連携しながら、福祉と教育の連携による一体的で切れ目のない支援の一層の充実が必要です。

表 特別支援学級、通級指導学級の種別等

		障害種別	学校数	説明
特別支援学級		知的障害	小学校6校 中学校3校	学習上又は生活上で生じる困難を克服できるよう、指導を受けるために設置
通級指導学級	ことばときこえの教室	言語障害 難聴	小学校2校	通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒が、障害に応じた指導を受けるために設置
	特別支援教室	発達障害 情緒障害等	小学校全校 中学校全校	可能な限り多くの時間を通常の学級で他の児童・生徒とともに有意義な学校生活を送りながら、それぞれの障害に適した指導・支援を受けるために設置

参考 特別支援学級、特別支援教室、ことばときこえの教室に在籍する児童・生徒数の推移



出典：府中市教育委員会調べ（毎年5月1日時点）

3 学校組織・人材の支援

学習指導や生活指導等の補助を担う学校経営支援員、副校長の業務を支援する副校長等校務改善支援員、障害により人的支援が必要な児童・生徒をサポートする合理的配慮支援員など、教職員の業務を支援するための人員を配置することで、学校運営の円滑化や教員の負担軽減を図っています。

また、時間外在校等時間が多い教職員に対するチェックシートによる心身の状況の把握や産業医との面談、全教職員を対象としたストレス・チェックの実施など、労働安全衛生管理体制の充実を図っています。

さらに、教員の働き方改革を推進するため、保護者連絡ツールを導入したほか、学校教育ネットワークの再構築を行うことで、校務 DX の推進に取り組んでいます。

依然として長時間労働となっている教員が多いことから、「府中市立学校における働き方改革推進プラン」の改定に向けた検討を進めています。余裕をもった授業準備や児童・生徒に対するきめ細やかな指導を行うためにも、教職員の働き方改革をさらに推進する必要があります。また、中学校においては、部活動地域連携・地域展開を進めていく必要があります。

表 令和 6 年度における時間外在校等時間 4 5 時間を超えている教員の人数割合

年月	小学校		中学校	
	人数（人）	割合	人数（人）	割合
R6.4	256	37.3%	159	45.8%
5	290	42.5%	168	48.6%
6	257	37.7%	157	45.5%
7	83	12.1%	106	30.1%
8	2	0.3%	3	0.9%
9	143	20.8%	102	29.5%
10	211	30.9%	142	41.0%
11	206	30.4%	112	32.2%
12	121	18.0%	71	20.5%
R7.1	94	14.0%	62	17.9%
2	159	23.7%	60	17.3%
3	111	16.6%	79	24.0%

出典：府中市教育委員会調べ

3 施策の方向性と主な取組

1 学習指導等の充実

児童・生徒が新しい時代に求められる資質・能力を身に付け、豊かな人間性が育まれるように、学校における教育内容の充実を図ります。「府中市立小・中学校の教育課程編成に向けたグランドデザイン」に基づき、「発見すること」「対話すること」「決定すること」「表現すること」を重視した教育活動を推進するとともに、デジタル教科書をはじめとするＩＣＴ機器を効果的に活用することで、学習指導の一層の充実を目指します。また、生涯にわたって健全な生活を送ることができるよう、健康増進を図ります。

主な取組

1－1 知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の伸長に向けた取組の推進【変更】

■ 個別最適な学びと協働的な学びの充実【変更】

児童・生徒の学力向上に向けて、「全国学力・学習状況調査」や「児童・生徒の学力向上を図るための調査」に加えて、引き続き、市独自で中学校１年生を対象に中学校入学時の「学習到達度調査」を実施し、児童・生徒の学力の習得状況を把握・分析します。これらの調査の結果を基に、授業改善を全ての市立小・中学校において進めます。また、ＩＣＴ機器を活用し、児童・生徒一人一人の特性や学習到達度等に応じた個別最適な学びと、他者との意見交換などを通して自らの考えを広げ、深めていく協働的な学びを一層充実させます。

引き続き、算数・数学では習熟度別指導、英語では少人数・習熟度別指導を推進することにより、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、思考力・判断力・表現力等の一層の伸長を図ります。

さらに、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得するため、家庭での学習も大切にします。デジタル教材も使って復習を行うことで、学習内容の定着を図ったり、予習によりこれから学ぶ内容の概要をつかむなど、一人１台端末を活用した学習機会の提供等、家庭教育の支援を充実させ

ます。

■ 課題の解決に向けた実践力を育成する教育の推進

習得・活用・探究という学びの過程の中で、児童・生徒が学ぶ意義や意味を実感し、基礎的・基本的な知識を着実に習得しながら、既存の知識と関連付けたり組み合わせたりしていくことにより、学習内容の深い理解と定着を図るとともに、主体的に学び続ける力を育成します。また、持続可能な開発目標（SDGs）に関連した課題などを取り上げ、課題解決に向けて話し合うなど、社会における様々な場面で活用できる実践力を培います。

■ 共生社会の実現に向けた教育の推進【新規】

東京2020オリンピック・パラリンピック、東京2025デフリンピック開催を契機とした「手話」に関する取組やデフリンピック観戦体験活動、デフスポーツ体験等を通して、地域の課題を考え解決を図る学習や障害等の理解・啓発に取り組み、地域社会の一員としての自覚や多様性を認め、他者を尊重する態度を育成します。

■ 英語教育の充実

グローバル化が進展する社会の中で、多様性を尊重して異なる言語や文化を理解し、適切な関係を築いていく力を養うため、英語教育を充実させます。

引き続き、外国人指導者（ALT）を全ての学校に配置し、授業でのチーム・ティーチングを実施するとともに、英語を使用する楽しさや必要性を体感できる機会として、体験型英語学習施設である「TOKYO GLOBAL GATEWAY（TGG）」の活用など、児童・生徒の英語学習の意欲向上を目指します。

さらに、年間3回行われている外国語教育担当者連絡会において、ALTの活用や体験活動における指導の工夫・改善につながる協議を行うなど、教員の指導力の向上を図ります。

1－2 生命を大切にする心や他の人を思いやる心などを育む教育の充実

■ 人権教育の推進

各学校において、自分と他者の大切さが認められる学校づくりを進め、教育活動全体を通じて、他の人と共によりよく生きようとする態度や、具体的な人権問題に直面した際にそれを解決しようとする実践的な行動力などを、児童・生徒が身に付けられる教育活動に取り組みます。

また、本市教育委員会主催の計画的な研修の実施に加え、各学校においても、教員一人一人の人権感覚を高めるための研修に取り組みます。

■ 道徳教育の推進【変更】

自他の生命の尊重、規律ある生活など、将来、社会において生きていく上で求められる道徳的価値や、人間としての在り方や生き方に関する意識を深めるために、児童・生徒が主体性をもって、様々な人々と議論したり、協働して解決策を見出す学習を積極的に取り入れます。

「特別の教科 道徳」においては、「考え、議論する道徳」の授業づくりを推進し、「特別の教科 道徳」以外の各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等においても、それぞれの特質に応じた道徳教育を一層充実させます。また、「郷土府中に根ざした道徳資料集」をはじめ、児童・生徒にとってなじみ深い題材を通して、自然や生命を大切にする心、郷土愛など、地域の一員として共に生きる態度を育てます。

■ 環境保全に対する意識を育む取組の推進

生命に対する畏敬の念や、自然を大切にし、環境の保全に主体的に取り組もうとする態度を養うため、総合的な学習の時間を中心に、府中の自然環境を学んだり、地域の環境保全活動に参加したりするほか、「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた本市の取組への理解を深めるなど、学校内外における自然体験活動などに積極的に取り組み、環境教育を推進します。

また、他者と協働して問題を解決していくことを通じて、持続可能な社会の構築に向けて、将来、よりよい環境を創造するための行動ができる実践力を培います。

1－3 健康で安全に生活する力を育む教育

■ 体力向上の取組の推進

運動・スポーツに親しむ元気な児童・生徒を育成するため、全校で体力向上に係る目標や、具体的な取組内容を定めた計画を作成して、基礎体力の向上を図るとともに、体育の授業における授業改善を推進し、様々な運動能力を向上させる効果的な指導に取り組めます。

■ 学校と地域との協働による体力向上の取組の推進

本市を活動拠点とする様々な競技のトップチームが数多く存在する府中ならではの特徴を生かし、トップチーム等と連携して、選手との交流などを通じて体力向上に取り組めます。

■ 健康・安全教育の推進【新規】

基本的な生活習慣の定着・改善に向けた取組を通して、食育を含めた健康教育を推進します。

また、安全教育の取組では、令和7年度以降、毎年6月から9月までを「熱中症予防要配慮期間」とすることを決めました。引き続き、児童・生徒に熱中症予防についての理解・啓発を促すとともに、熱中症対策を徹底した教育活動の工夫を行います。

年1回の「学校防災の日」をはじめ、学校での様々な教育活動を通して、地震や風水害、落雷等の災害安全を意識した教育活動を行い、危険を予測し回避する能力と、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育てます。さらに、児童・生徒の安全を守るため、不審者の侵入など実際の場面を想定した訓練を毎年、年度初めや長期休業日などに計画的に実施することや、学校における安全対策の徹底を図ります。

1－4 学びと育ちの視点を踏まえた義務教育9年間の教育課程と指導の充実

■ 小・中連携教育の推進

各中学校区において、小・中学校の連携を通して確かな学びと育ちを実現させるため、各学校の管理職のリーダーシップによる小・中学校の連携を進めます。また、小・中学校の教員の交流を通じて、互いに学び合い、義務教育9年間で児童・生徒を育てる視点を持ち、各教科・領域での連続

性のある指導の実現に向け、「府中市立小・中学校の教育課程編成に向けたグランドデザイン」を踏まえた学びについて小・中連携で協議するなど、小・中学校の教員が一体となって研修等に取り組みます。

■ 幼保小連携の推進【新規】

幼児期における教育によって育まれた資質・能力をさらに伸ばし、小学校での学習や生活に生かし、小学校教育への円滑な接続を図るためにスタートカリキュラムの充実に取り組みます。また、幼保小合同の研修会を実施したり、園児と児童の交流や教員間の交流を推進したりするなど、幼稚園・保育所等と小学校が、それぞれの教育や保育の目的や目標等について理解を深められる取組を推進します。

■ ふるさと学習の推進

心豊かで、府中への郷土愛に満ちた児童・生徒を育成するために、社会科の副読本や「新府中市史」、「武蔵府中郷土かるた」等を活用し、府中の自然や文化、先人の苦労や偉業について学びます。また、府中の人々との触れ合いを通じて、府中の良さに気付かせ、府中の未来について考えさせることで、「ふるさと府中」に誇りをもつ児童・生徒を育成します。

■ 教育資源を生かした教育活動の充実

本市は、豊かな自然に加えて、府中市美術館や府中市郷土の森博物館、府中市生涯学習センター、市立総合体育館、市民陸上競技場、市立図書館などの各種文化スポーツ施設が充実しています。これらの教育資源を発達段階に応じて教育活動に活用します。

また、児童・生徒が普段の学校生活では得にくい自然体験や社会体験などの体験活動を行うことで、自立に必要な知識や技能、協調性、連帯感を育めるよう、小学校及び中学校での宿泊体験学習の充実に引き続き取り組みます。

さらに、市内の都立高等学校・特別支援学校や大学、企業・団体等と連携し、教育活動の充実や教員等の専門性の向上に取り組みます。

2 特別支援教育の充実

児童・生徒一人一人が自身の特性に応じた適切な教育を受けられるよう、特別支援教育推進計画に基づき特別支援教育を推進します。また、一人1台端末等のICT機器の活用など、指導方法等の改善を図るとともに、児童・生徒の発達の特性に応じた多様な学びを提供し、一人一人にとって、よりよい学びにつながる取組も進めます。

主な取組

2-1 学習環境の改善と整備

■ 学習環境の整備【区分追加】

ユニバーサルデザインや合理的配慮の視点に立ち、全ての児童・生徒にとって、分かりやすい授業、過ごしやすい教室の整備、活動しやすい学級風土づくりを促進します。また、デジタル教材の活用のほか、医療的ケアも含めた人的支援を行うなど、障害の程度や心身の状況に応じた合理的配慮を提供し、児童・生徒一人一人の状況に応じた学習環境の改善・整備を進めます。

■ 校内支援体制の充実【区分追加】

特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援を組織的に行うため、特別支援教育に関して中心的な役割を担う校内委員会を充実させます。

また、支援が必要な児童・生徒については、保護者と共に学校生活支援シートを作成し、目標や内容を共有しながら、指導を充実させます。

さらに、就学時や進学時などに、これまでの指導内容や合理的配慮の状況等を、適切かつ円滑に引き継ぐとともに、切れ目ない支援ができるよう保健・医療・福祉などの関係機関及び地域、家庭と一層の連携を図ります。

2-2 交流・共同学習の実施

通常の学級の児童・生徒と特別支援学級の児童・生徒による交流・共同学習を通して、互いの経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育みます。また、多様性や互いの良さを尊重し合う大切さを学ぶため、交流及び共同学習を年間指導計画等に位置付けて、計画的に実施します。

また、副籍制度に基づく特別支援学校との交流機会を確保します。

2-3 教員等の専門性の向上【変更】

特別な支援を必要とする児童・生徒への学びの場や指導体制を充実するため、管理職のリーダーシップの下、特別支援学級と通常の学級の学級担任間や教科担任等との連携による指導体制を整備し、教科等の学習を充実させます。また、教員や支援員等を対象とした研修を充実させ、特別支援教育に関わる人材の専門性の向上を図ります。

3 学校組織・人材の支援

教員の長時間労働を改善するとともに、学校が抱える課題に対応できる体制を強化するため、教員の指導力向上、教員の働き方改革推進に努めます。

また、各種支援員の適正な配置、外部人材の活用及び学校と地域との連携の強化を推進し、学校の組織力の強化を図ります。

主な取組

3-1 教員の指導力向上

教員の意欲的かつ持続的な成長には、自らの経験を振り返ることを基礎とした学びと、他者との対話から得られる学びが重要となることから、同僚の教員と支え合い、学び合いながら OJT を通じて日常的かつ持続的に指導力向上を図れるよう支援します。また、学校管理職のリーダーシップの下、組織的・継続的な校内研修が行われるよう支援します。

さらに、本市教育委員会が主催する研修等を充実するとともに、市教育研究協力校の取組を継続し、研究発表会等を通じて成果を各学校の実践につなげていく取組も継続して行います。

3-2 教員の働き方改革の推進

ストレス・チェックや長時間勤務者への産業医面談の実施など、教員の心身の健康保持や働く環境の改善に資する取組を実施するほか、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。校務系ネットワークと学習系ネットワークを統合することにより、教員の業務の効率化を一層推進します。

また、「府中市立学校における働き方改革推進プラン」を改定し、教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持・向上を図ります。

3-3 学校の組織力の強化

学校の抱える教育課題への対応や、教員の業務負担の軽減を図るため、学校経営支援員や副校長等校務改善支援員などの学校運営を支援する支援員を引き続き配置します。また、教育ボランティアとして協力できる個人や団体を学校支援ボランティアとして配置するなど、地域住民のもつ幅広い経験や知識等を学校の教育活動に取り入れ、地域と一体となって学校を運営していく環境を整えます。

3-4 いじめ防止対策の徹底（学校における取組）

いじめは、児童・生徒の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響を及ぼす重大な問題であることから、学校全体でいじめ防止対策推進法に定められた基本的な取組を徹底し、いじめを生まない、許さない学校づくりを進め、全ての児童・生徒が安心して通える魅力ある学校づくりを行います。

また、全ての教職員が「いじめ」の定義を正しく理解した上で、「府中市いじめ防止対策推進条例」及び「府中市いじめ防止基本方針」に基づく対応の徹底を図り、どんな軽微ないじめも見逃さず認知し、対応します。さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関等と連携しながら、迅速かつ組織的に適切な対応を行うことで、いじめの解消につなげます。

あわせて、児童・生徒が使用している端末を活用した「心の健康観察」を実施し、児童・生徒の気持ちの変化や不安感を見逃さないようにするとともに、学校における教育相談体制の充実やいじめ対応方針の保護者への周知を図ります。

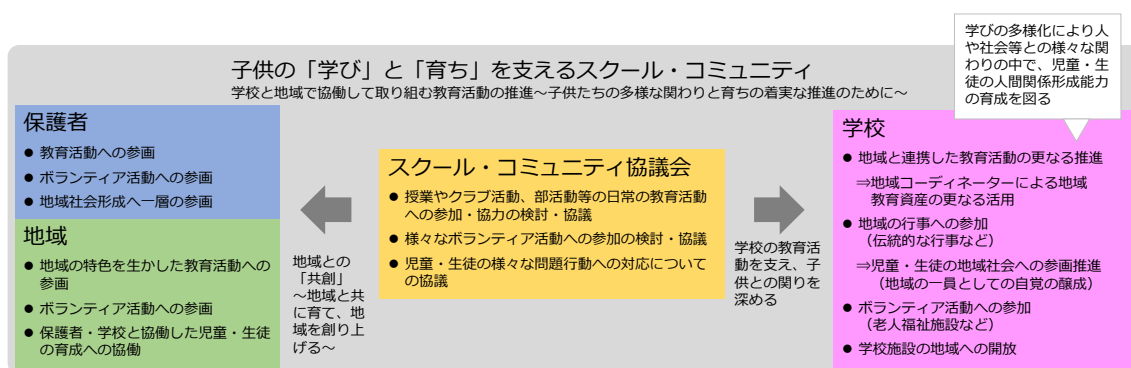
また、外部相談窓口の周知にも努め、本人や他の児童・生徒、保護者が、

相談しやすい環境づくりを進め、より一層の信頼関係の構築を図ります。

3-5 地域との連携強化

学校運営協議会（文部科学省が推進するコミュニティ・スクール）又はスクール・コミュニティ協議会（府中版コミュニティ・スクール）の設置を継続し、地域の意見や社会資源を学校経営や教育活動に取り入れるなど、地域との連携強化に努めます。

図 府中版コミュニティ・スクールのイメージ



4 成果指標

指 標	現状値 令和 6 年度	目標値 令和 1 1 年度
全国学力・学習状況調査における正答数分布の状況 正答数分布の状況を、東京都を基準とした四分位で分類した際、下位層（学力層 C と D）に分類される割合	小 6 ・ 国語 C 層 +1.0 ㊦ D 層 +0.9 ㊦ 小 6 ・ 算数 C 層 +2.2 ㊦ D 層 +1.3 ㊦ 中 3 ・ 国語 C 層 -0.7 ㊦ D 層 -3.0 ㊦ 中 3 ・ 数学 C 層 -0.8 ㊦ D 層 +0.7 ㊦	下位層の減少を目指す
全国学力・学習状況調査における東京都平均正答率との差異 平均正答率を、本市と東京都で比較したもの	小 6 国語 - 1 ㊦ 算数 - 1 ㊦ 中 3 国語 + 1 ㊦ 数学 + 0 ㊦	小 6 各教科 0 ㊦以上を目指す 中 3 各教科上昇を目指す
通常の学級における学校生活支援シート作成率【新規】 通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒のうち、学校生活支援シートを作成している割合 教員 1 人当たりの 1 か月の時間外在校等時間	73.3%	85.0%
教員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の平均値	32 時間	22 時間

5 地域・家庭・関係機関等との連携

社会と一体となり、児童・生徒を健全に育成していくため、地域の社会教育関係団体や民間事業者等との協働に積極的に取り組み、学習資源や学習機会等を創出します。

また、市民が各種支援員やボランティアとして、様々な形で学校教育に携われるようにすることで、府中版コミュニティ・スクールの実現に向けた取組を推進します。

児童・生徒を健全に育成していくためには、家庭教育も重要であることから、保護者に対して、子供の発達段階に応じて身に付けるべき基本的生活習慣や、子供とのコミュニケーションの図り方等の学習機会を提供するなど、PTAと協力して家庭教育の主体である保護者の支援に努めます。

6 ICT 機器の活用【新規】

児童・生徒一人一人が自分の興味・関心に合わせて、自ら進んで学びを深めていけるよう、授業等において、端末を積極的かつ効果的に活用していく必要があります。

このため、これまでの紙の資料等を使った学習に加えて、デジタル教科書を効果的に使用することや、情報の収集、考えの比較・検討・共有、表現、学んだことの振り返り等の学習場面において端末を活用することで、児童・生徒の学習の幅を拡充します。

また、時間や場所にとらわれずに学習を進め、自己の理解度をすぐに確認することを通して、デジタル学習ドリルの良さを最大限に生かし、一人一人が自らの進度に合わせて学びを進めていくための個別最適の学びを充実させます。さらに、児童・生徒が自宅でデジタル学習ドリルを使用して予習したことを生かした授業を行うなど、家庭学習と授業をつなげ、学びをより深めていきます。

施策 2 学びの機会を保障するための支援の充実

1 目指す姿

- 心理面や社会・環境面で困難や課題を抱える児童・生徒も、必要な支援を受け、児童・生徒が安心して生活しています。
- 保護者の経済的負担が軽減され、経済的な理由等により就学や進学が困難な児童・生徒が支援を受け、安心して学ぶことができる環境が整っています。
- 児童・生徒が自ら進んで健康の保持・増進に努めています。

取組の体系

1 教育相談・ 教育支援	1－1 就学相談や教育相談の充実 1－2 個に応じたきめ細やかな支援の実施 1－3 不登校児童・生徒に対する重層的な支援 1－4 いじめ防止対策の徹底（教育委員会における取組）
2 学びを確保する ための経済的 支援	2－1 就学援助の実施 2－2 奨学金制度等の実施
3 子供の健康の 管理	3－1 定期健康診断等の実施 3－2 保健指導の実施

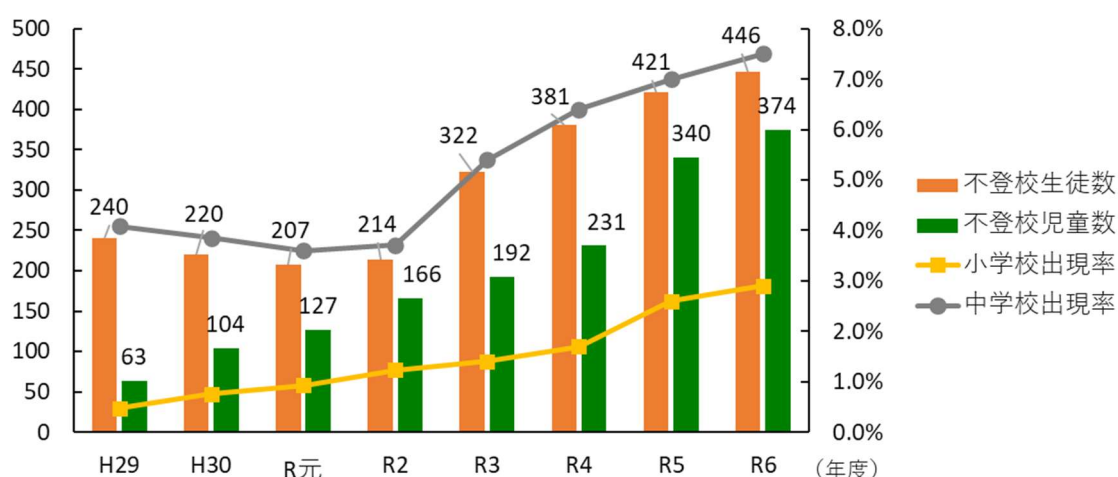
2 現状と課題

1 教育相談・教育支援

全ての児童・生徒の教育の機会を保障するため、全ての学校で魅力あるよりよい学校づくりを目指していますが、近年、いじめ、貧困、ヤングケアラー、発達障害や日本語を母語としていない児童・生徒の増加など、個別の対応を必要とする事例が増えています。そのため、心理相談員やスクールソーシャルワーカーが、児童・生徒や保護者からの教育全般に係る相談を受け、学校や関係機関と連携して様々な課題の解決を図っていますが、児童・生徒や保護者がどこにも相談することができず、孤立しているケースもあります。

また、令和3年度以降は不登校児童・生徒数が大きく増加しています。全児童・生徒数に対する不登校児童・生徒数の割合（出現率）を見てみると、令和5年度の全国の出現率が小学校は2.14パーセント、中学校は6.71パーセントとなっており、本市の出現率は、小・中学校ともに、全国平均を上回る状況となっています。

参考 府中市立学校における不登校児童・生徒数と出現率の推移



出典：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）」に基づく府中市教育委員会調べ

いじめ、貧困、ヤングケアラー、発達障害や日本語を母語としていない児童・生徒など個別の支援を必要とする児童・生徒に対して、きめ細かく対応し、本人や保護者とコミュニケーションを図りながら、関係機関や専門家との連携を深める相談・支援体制を一層充実させていく必要があります。

2 学びを確保するための経済的支援

経済状況により就学困難となることがないように、認定の条件にあてはまる児童・生徒の保護者に対して、就学援助費の支給等の必要な支援を行っています。また、高等学校・大学等へ進学する生徒や学生に対しては、奨学金の給付や貸付を行ってきましたが、近年、国や東京都においても、高等学校等の授業料の無償化など、全ての意志ある生徒や学生が安心して学べるよう、経済的負担の軽減策が充実してきており、奨学金制度の利用者は減少傾向にあります。一方で、貸付けを受けた奨学金等の返済が、若者への経済的な負担となっていることが社会的な問題となっていることから、奨学金等の返済に対する支援が必要となっています。

また、急激な社会変化に伴い、経済状況の先行きが不透明となっており、特に低所得世帯は影響を受けやすくなっています。今後も、急激に収入が減少した家庭に対する支援が必要です。

3 子供の健康の管理

生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質や能力を育成するため、健康診断や相談を通じて、児童・生徒の健康づくりに努めています。

近年、児童・生徒のアレルギー疾患が増加しているため、児童・生徒の詳細な情報を把握し、学校生活での安全確保や管理に生かすことが必要です。

また、インフルエンザなどの様々な感染症に対しても、衛生面での安全・安心を確保していくことが必要です。

3 施策の方向性と主な取組

1 教育相談・教育支援

児童・生徒やその保護者が抱える悩みや課題に的確に対応し、支援につなげることができるよう、学校と教育委員会が一体となって教育相談体制を充実させていくとともに、関係機関とも連携しながら、個に応じたきめ細やかな支援策を充実させます。

主な取組

1－1 就学相談や教育相談の充実

心理相談員やスクールソーシャルワーカーによる相談・支援を継続するとともに、年々増加する多様な相談に対して適切に対応するため、相談・支援体制を充実させ、福祉や医療などの関係機関との連携を推進します。子ども発達支援センター「はばたき」の機能を十分に生かし、学校と連携した就学前から切れ目のない支援を充実させます。

1－2 個に応じたきめ細やかな支援の実施

不登校となった児童・生徒や病気療養、日本語を母語としていない児童・生徒などに対してきめ細やかな個別の支援を行います。また、ICT 機器を活用した学習支援に積極的に取り組むなど、学習環境の整備に取り組めます。

1－3 不登校児童・生徒に対する重層的な支援【新規】

全ての市立小・中学校に設置している「サポートルーム」、学びの多様化学校「かがやき」、教育支援センター「けやき教室」等、不登校の児童・生徒が個々の状況に応じて、安心して過ごせる場所で、適切な支援を受けられる体制を確立していきます。

また、スクールソーシャルワーカーによる支援、子ども発達支援センター「はばたき」での教育相談、中学校での不登校巡回教員を活用した支援等、不登校児童・生徒の状況に応じた様々な支援を行います。

1－4 いじめ防止対策の徹底（教育委員会における取組）

市全体として複雑化・多様化するいじめに的確に対応するため、「府中市いじめ防止基本方針」に基づく、いじめ問題解決のための体制を充実させます。

また、「府中市教育委員会いじめ問題対策委員会」を定期的に開催し、協議した内容を基に、府中市教育委員会及び市立小・中学校におけるいじめ防止に向けた取組を充実させます。

各学校において、学校の実態に応じた「いじめ防止基本方針」を定め、「学校いじめ対策委員会」による組織的な対応等により、校内におけるいじめ防止等の取組を充実させます。

また、全ての市立小・中学校で年3回実施するいじめ防止に関する授業により、いじめは絶対に許されない行為であるということを児童・生徒に浸透させるとともに、教員の対応力の向上を図るため、スクールロイヤーとして活動する弁護士との連携を進め、いじめに関する教員研修等を実施します。

2 学びを確保するための経済的支援

経済的理由によって就学が困難となることがないように、必要な支援を行います。

主な取組

2－1 就学援助の実施

経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学用品費、入学準備金、宿泊学習費などの必要な援助を、引き続き行います。

また、援助の認定には、前年の収入を基準としつつも、経済情勢等により急激に収入が減少した家庭の支援についても充実させます。

2－2 奨学金制度等の実施【変更】

急激な経済情勢の変化や経済的な理由等が、修学の機会や学習意欲に影響を及ぼさないよう、認定の条件にあてはまる生徒、学生又はその保護者が希望する場合、入学準備金を含めた奨学金の給付や貸付、入学時初年度納付資金貸付を行います。また、貸付型奨学金等を受けた場合の返済が、若者への負担と

なっていることが社会的な問題となっていることから、貸付型奨学金等の返済を行っている若者を支援するための府中市奨学金等返済サポート事業を試行的に実施します。なお、近年、国や東京都が行う高等学校・大学等の授業料減免や奨学金などの支援制度が充実してきていることから、今後の物価高騰などの社会情勢を踏まえて、奨学金制度の見直しを行います。

また、留学を通じて海外の文化等を学び、グローバル社会で活躍する人材を育成するための海外留学奨学資金の貸付けについては、今後も実施します。

3 子供の健康の管理

児童・生徒が自らの健康状態を把握し、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質や能力を育成します。

主な取組

3-1 定期健康診断等の実施【変更】

児童・生徒の健康増進を図るため、各学校での定期健康診断や各種検診を通して、疾患の早期発見及び健康づくりの推進に努めます。

3-2 保健指導の実施

健康診断の結果を基に、児童・生徒への保健指導を実施していくとともに、学校の保健委員会の活動等においてポスターや掲示物の作成を行い、健康増進の啓発を図ります。また、学校医等や地域の協力機関等と連携して、健康に関する講話を実施するなど、健康に対する意識醸成を図ります。

さらに、感染症の予防と対応について指導したり、感染症予防対策を講じるなどの対策を行います。

4 成果指標

指 標	現状値 令和 6 年度	目標値 令和 1 1 年度
不登校児童・生徒の相談率【変更】		
不登校児童・生徒のうち、学校内外の機関等で専門的な相談等を行った者や教職員に週 1 回程度以上の相談等を行った者の割合	96.3%	100%
登校状況に回復傾向がみられた不登校児童・生徒の割合※【新規】	39%	60%
12 段階の本市独自の登校状況の指標に基づき、登校状況に回復傾向がみられた不登校児童・生徒の割合		

※ 不登校児童・生徒一人一人の実態を府中市独自の 12 段階の指標に当てはめ、登校状況に回復傾向（下記の表の段階が上がること）がみられた児童・生徒の割合のこと

児童・生徒の状況（病気、経済的理由、その他を除く）		
ステップ 0	0－1	安定して登校できる。
	0－2	登校はしているが、遅刻や早退が増えている。
	0－3	ほぼ毎日登校しているが、サポートルームや保健室等に行くことがある。
ステップ 1	1－1	体調不調等を理由に、週に 1 日程度欠席している。
	1－2	サポートルーム等を利用しながらも、体調不調等を理由に、週に 1 日程度欠席している。
	1－3	3 日以上連続して欠席したことがある。
ステップ 2	2－1	体調不調等を理由に、月に 10 日程度欠席している。
	2－2	サポートルーム等を利用しながらも、体調不調等を理由に、月に 10 日程度欠席している。
	2－3	体調不調等を理由に、週に 3、4 日程度欠席している。
ステップ 3	3－1	月に 1、2 日程度登校できる。
	3－2	学校への登校日数は 0 日であるが、「けやき教室」やフリースクール等を定期的に利用している（指導要録上出席扱いにできる）。
	3－3	出席日数が 0 日である。

5 地域・家庭・関係機関等との連携

課題を抱える児童・生徒や保護者に対して、より適切な対応を行うため、学校、市の福祉部門、医療機関や相談機関などが情報を共有し、連携しながら支援方針を検討します。

学校生活が安全・安心なものとなるよう、児童・生徒の健康に関する必要な情報を保護者と学校で共有します。

6 ICT 機器の活用【新規】

不登校児童・生徒への支援として、端末を活用した授業のオンライン配信や、学級担任とのオンライン面談など、子供の学びを保障し、学校と児童・生徒がつながることができるよう、ICT 機器を有効に活用した取組を進めます。

端末を活用して、心や体調の変化の早期発見をする「心の健康観察」では、心の健康状態を可視化できるため、学級担任等が児童・生徒の気持ちの変化に気づきやすくなる利点があります。また、いじめに関するアンケートについては、紙で実施することの良さも生かしつつ、端末を活用する場合には、学校内での情報共有を速やかに行い、いじめの早期対応につなげていきます。

定期健康診断等の実施では、健康診断の結果等のデータ管理について、より効果的な管理方法を検討します。

施策3 子供の学びを支える教育環境の充実

1 目指す姿

- 学校施設の老朽化対策として、校舎等の改築や大規模改修が計画的に進められ、安心・安全な学習環境が整っています。
- 学習環境や職員の執務環境の変化により生じる新たなニーズを的確に捉えながら、児童・生徒が主体的・対話的に学ぶことができ、教職員にとって働きやすい環境が整っています。
- 安全・安心でおいしい給食の提供を継続できるよう、学校給食センターの管理運営を行うほか、食物アレルギー対応食の適切な管理を実施するとともに、学校と連携して食物アレルギーの事故防止を徹底しています。

取組の体系

1 学校規模・配置の適正化を踏まえた学校施設の改築・長寿命化	1-1 学校規模・配置の適正化 1-2 校舎等の改築
2 学校施設の大規模改修	2-1 予防保全型の大規模改修 2-2 短期間で実施する大規模改修
3 教育財産の管理と活用	3-1 教材等の整備 3-2 学校施設の維持管理 3-3 子供の安全と安心を支える様々な予防策 3-4 教育関連施設の管理・運営
4 学校給食の運営	4-1 安全・安心でおいしい給食の提供 4-2 学校給食センターの管理・運営

2 現状と課題

1 学校規模・配置の適正化を踏まえた学校施設の改築・長寿命化【変更】

校舎等の学校施設については、児童・生徒が安全・安心な学校生活を過ごすことができるよう、校舎・体育館などの耐震化を実施してきましたが、多くの学校で築年数が50年を超えており、老朽化対策として計画的な施設の更新や既存校舎などの長寿命化を図ることが求められています。加えて、児童・生徒数の減少が見込まれる学校もあることから、学校規模や配置の適正化を見据えた学校づくりをする必要があります。

これらの状況を踏まえ、「府中市立学校の適正規模・適正配置の実施に向けた方策」を策定するとともに、その内容を反映した形で「第2次府中市学校施設改築・長寿命化改修計画」を策定しました。今後はこの計画に基づき、学校施設の改築事業を進める必要があります。

図 学校施設の整備順序におけるグループ分け

整備済み 〔小学校4校〕 〔中学校3校〕	三小・六小・八小・十小・一中・三中・五中
第1グループ 〔小学校6校〕 〔中学校2校〕	四小・五小・七小・九小・武蔵台小・矢崎小・二中・六中 《次期改築実施校：五小・九小》 《統合検討校：七小・武蔵台小》
第2グループ 〔小学校12校〕 〔中学校6校〕	一小・二小・住吉小・新町小・本宿小・白糸台小・若松小・小柳小・南白糸台小・四谷小・南町小・日新小 四中・七中・八中・九中・十中・浅間中 《統合検討校：七中・十中》

参考：「第2次府中市学校施設改築・長寿命化改修計画」（令和7年1月策定）

2 学校施設の大規模改修【変更】

老朽化対策による改築事業の完了時期は、令和37年度（2055年度）を予定していることから、学校施設の整備スケジュールのうち第1グループについては、改築までの間、部分修繕等に取り組んでいます。第2グループとして位置付けている改築事業の実施時期が遅い学校については、

児童・生徒が安全・安心な学校生活を送ることができるよう、その間に必要となる大規模改修を実施するほか、社会的な問題や学校現場が抱える問題に対応していく必要があります。

3 教育財産の管理と活用

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、児童・生徒一人1台端末の整備計画が大幅に前倒しされ、学校教育を取り巻く環境が大きく変わりました。端末機器、ネットワーク接続など ICT 環境の継続的な整備を**はじめ**、児童・生徒の力を最大限に引き出すための学習環境の整備を引き続き行っていく必要があります。

また、学校で使用している備品等について、耐用年数を超えて使用しているものが多数あることから、機能面や安全上の問題が生じる前に計画的に買換えを行う必要があります。

さらに、様々な教育活動を行う場として、令和7年4月に移転した教育センターでは、教育機関として特別支援教育等を推進しているほか、同建物内にある学びの多様化学校「かがやき」は、新たな学びの場としての役割を果たしています。また、八ヶ岳府中山荘については、府中市公共施設マネジメント推進プランにおける廃止の方針に基づいて施設を廃止しました。

その他にも、児童・生徒を自然災害や事故等から守るため、日常的に施設の維持管理を行うほか、定期的に通学路の点検等を行っていく必要があります。

4 学校給食の運営

保護者の経済的負担の軽減のため、学校給食費の公費負担及び学校給食代替費用助成事業を継続するとともに、安定的な給食提供のため、給食設備の維持保守に努める必要があります。また、食物アレルギーの事故防止に向けた取組みを徹底し、全ての児童・生徒に、安全・安心でおいしい学校給食を提供していく必要があります。

3 施策の方向性と主な取組

1 学校規模・配置の適正化を踏まえた学校施設の改築・長寿命化

「第2次府中市学校施設改築・長寿命化改修計画」に基づき、計画的かつ着実に学校施設の老朽化対策を実施していくとともに、必要に応じて計画の見直しを行うことで、改築事業を実施した学校の整備状況を反映させるなど、PDCA サイクルに基づき、継続的に老朽化対策を推進します。

主な取組

1-1 学校規模・配置の適正化【新規】

「府中市立学校の適正規模・適正配置の実施に向けた方策」に基づき、統合検討校に関して、保護者や地域住民等の関係者との協議などを通じて、具体的な検討を進めます。また、児童・生徒数や学級数の動向を注視し、必要に応じて対応策を検討します。

1-2 校舎等の改築

■ 多様な学習活動に対応できる環境【区分追加】

「第2次府中市学校施設改築・長寿命化改修計画」に基づき、学校施設の改築を計画的かつ着実に実施します。

新たな学校施設では、温かみと落ち着きを感じられるような空間を目指し、安全・安心に生活を送ることができる環境づくりを進めるとともに、児童・生徒が主体的・対話的で深い学びができるよう、教育環境の変化や多様な学習活動に柔軟に対応できる施設づくりを進めます。

また、教職員がそれぞれの専門性を発揮し、新しい時代の学びを実現する学校施設の整備を進めます。

■ 誰もが利用しやすい環境【区分追加】

学校を改築する際には、ユニバーサルデザインの採用やバリアフリー化を行い、学校施設を利用するすべての人にとって必要な配慮が行き届いた学校施設の整備を進めます。

■ 地域コミュニティの拠点【区分追加】

学校施設は、地域住民にとって身近な公共施設であり、生涯学習・文化・スポーツなどの活動の場となるほか、災害時の避難所としても重要な役割を担っていることから、改築の際には、地域利用を見据えた学校施設の整備を進めます。

2 学校施設の大規模改修

「第2次府中市学校施設改築・長寿命化改修計画」で定めた第2グループの学校については、経年劣化に伴う大規模改修と全市的な施策として短期間で実施すべき大規模改修を明確に区別した上で、計画的に改修を実施します。

また、改築事業が完了した学校施設については、長期間にわたって安全・安心に使用できるよう、建物の維持管理の手法を従来の事後保全から計画的保全へと転換し、計画的に大規模改修を実施します。

主な取組

2-1 予防保全型の大規模改修【変更】

経年劣化に伴う不具合の発生により、児童・生徒の安全や学校運営に支障をきたす恐れのある、屋上・屋根・外壁改修、空調設備の更新、体育館の床などについて、その改修手法を事後保全型から予防保全型へ移行します。

2-2 短期間で実施する大規模改修【変更】

児童・生徒や保護者から、学校トイレなどの改善を求められているため、令和2年度から令和6年度にかけて、全小・中学校の校舎の全てのトイレについて 暖房便座と温水洗浄機能を備えて洋式化するとともに、床の乾式化等の改修を完了しました。引き続き、体育館及び屋外のトイレの改修を進めます。

また、教室や職員室などの主要諸室や体育館の照明については、平成26年度及び27年度にLED照明へ更新しました。一般社団法人日本照明工業会ではLED照明の耐用の限度を15年と定めていることから、令和11年度及び12年度に耐用の限度を迎えることとなります。そのため、計画的にLED照明を更新します。

3 教育財産の管理と活用

教育環境の充実に資するよう、教材・備品等の計画的な買換えを進め、更新を図ります。また、児童・生徒のもつ資質・能力を最大限に引き出す学びを実現するため、学習環境を整備します。

主な取組

3－1 教材等の整備

教員が授業で使用する教材の購入や、老朽化した備品の買換えのほか、児童・生徒の主体的な学びを最大限に引き出す教育活動を実現するための ICT 環境の整備や、学校図書館の充実など、小・中学校の教材・備品等を常に良好な状態で管理し、効率的に運用します。

3－2 学校施設の維持管理

廊下・階段等の避難施設、電気設備、給排水衛生設備、空気調和設備、消防用設備などについては、法定点検や日常的な維持管理を行う中で劣化状況を把握し、不具合を確認した際には、速やかに修繕を行うなど、適切に維持管理を行います。また、備品についても、破損した場合には費用対効果を踏まえ、交換、修繕などの対応を行います。

3－3 子供の安全と安心を支える様々な予防策

登下校中や校内にいる児童・生徒が事件・事故等に遭わず、安全・安心に学校生活を送ることができるよう、引き続き、校舎・体育館等の機械警備、出入り口の施錠（オートロック）、通学路の防犯カメラの設置・点検等を適切に行うほか、学校、保護者及び地域住民と共に定期的に通学路の安全確認を実施します。また、災害時に児童・生徒、教職員の安全を守るため、備蓄品の整備を行います。

3-4 教育関連施設の管理・運営【変更】

学びの多様化学校「かがやき」、教育支援センター「けやき教室」を併設した新たな教育センターを令和7年4月より、清水が丘1丁目に開設しました。

学校教育を支援する拠点として当該施設を適切に管理・運営するとともに、子ども発達支援センター「はばたき」との連携により、不登校児童・生徒への個別の支援を充実させ、不登校児童・生徒の社会的自立に資する取組を推進します。

4 学校給食の運営

市立学校給食センターでは、安全・安心でおいしい給食を提供するとともに、学校給食衛生管理基準等に適合した施設の管理・運営を行います。

主な取組

4-1 安全・安心でおいしい給食の提供

学校給食衛生管理基準に適合した調理により、安全・安心でおいしい給食を提供するとともに、学校給食における食物アレルギー対応方針を遵守し、学校と連携して食物アレルギーの事故防止に向けた取組を徹底します。また、学校給食費の公費負担及び学校給食代替費用助成事業を継続し、保護者の負担軽減に努めます。

4-2 学校給食センターの管理・運営【変更】

学校給食センター衛生管理マニュアルに沿って業務運営を行うとともに、使用エネルギーの削減に取り組むなど、環境負荷の低減に配慮した施設管理を行います。また、安定した施設運営のため、計画的な修繕等に取り組みます。

4 成果指標

指 標	現状値 令和 6 年度	目標値 令和 1 1 年度
校内の全てのトイレを洋式化した学校の割合 (体育館や屋外も含め、校内の全てのトイレを洋式化 した学校の割合)【変更】	9.1%	87.9%
校内の全ての照明器具を LED 化した学校の割合【新規】	15.2%	87.9%
学校給食で地場産食材を使用した日数の割合【新規】	77.3%	85.0%

5 地域・家庭・関係機関等との連携

学校施設は、地域住民にとって身近な公共施設であり、生涯学習・文化・スポーツなどの活動の場となるほか、災害時の避難所としても重要な役割を担っていることから、改築事業の設計時には、スクール・コミュニティ協議会を中心とした「新しい学校づくり検討会」を開催し、地域の意見を聴く機会を設けます。

通学路の点検を定期的に行い、児童・生徒の安全確保を図っていますが、引き続き学校・PTA・関係機関等と連携して点検を行い、地域の見守りの輪を広げます。

学校給食では、食材の品質を確認し、良質な食材を確保するため、保護者も参加する給食用食材選定会を開催します。また、市内の大学で生産された野菜を購入するなど、大学との協働を実施します。

6 ICT 機器の活用【新規】

デジタルの教材を全校で統一して導入することで、紙の教材にはない付加価値を授業や家庭学習に活用することができることから、適切に取り入れます。

また、インターネット上の動画コンテンツを授業において活用することや、児童・生徒に配布した端末と連携している「ふちゅう電子図書館」を活用することで、学習意欲の向上や知識の習得につなげます。